

令和5年度 関市墓地公園使用者募集要項

① 募集区画、使用料等

種別	面積	募集区画数	永代使用料	墓地管理料
A区画	3.06㎡	6区画	158,000円	2,000円 (毎年)
B区画	2.55㎡	6区画	132,000円	
C区画	1.40㎡	1区画	72,000円	
D区画	1.62㎡	1区画	84,000円	
	3.14㎡	1区画	163,000円	

- ※ 区画位置は別紙位置図のとおり
- ※ 墓碑建立実績のある区画も含まれています。

② 応募資格

- ・ 市内在住の方（関市に住民登録のある方）で現に埋蔵しようとする焼骨を有する方

③ 使用区画の制限

- ・ 1世帯につき1区画とします。

④ 使用者義務

- ・ 3年以内に墓碑等を建立する必要があります。
- ・ 3年以内に墓碑等を建立しなかった場合は、使用許可を受けた区画を返還しなければなりません。
- ・ 上記の場合においては、使用料及び管理料は返還しません。

⑤ 申込み方法

- ・ 市役所環境課へ次の書類を提出してください。

提出書類

区画仮申込書（使用を希望する区画を第6希望まで書く）

被埋蔵・改葬者の火葬許可証の写し又は改葬元の墓地の使用許可証の写し

⑥ 申込期限

令和5年7月31日（月）午後5時

⑦ 使用者の決定

- ・ 募集期間内の申込みに基づき、使用者を決定します。
- ・ 使用者を決定後、決定通知書により使用者へ通知します。
- ・ 応募者多数の場合は抽選で決定します。抽選となった場合は、別途抽選会の日時を改めてお知らせします。
- ・ 区画の使用が決定した者は、やむを得ない場合を除き、使用を辞退することができません。

⑧ 使用許可申請

- ・ 決定通知書を受けたら使用許可申請書を市役所環境課へ提出してください。

提出書類

墓地公園使用許可申請書

⑨ 使用料及び、手数料の支払い

- ・ 使用許可申請後、納付書により永代使用料及び墓地管理料を関市へ支払いいただきます。

永代使用料	72,000円～163,000円 (各区画によって使用料は異なります)
墓地管理料（令和5年度分）	2,000円

⑩ 使用許可書の発行

- ・ 永代使用料及び墓地管理料の入金を確認後、墓地公園使用許可証を発行し郵送します。